

人生の最期まで安心して心豊かに住み続けられる  
まちづくりの大事なルールができました！

2018年10月1日 スタート

# 堺市超高齢社会に対応するための 地域包括ケアシステムの 推進に関する条例

(略称) 堺市地域包括ケアシステム推進条例



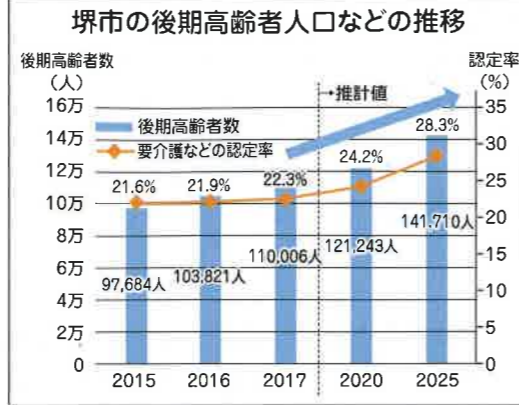
「地域包括ケアシステム」とは、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が一体的に確保される体制のことで、実現するためには、皆が力を合わせて、支え合う社会をつくっていくことが重要となります。

## 条例制定の背景は？

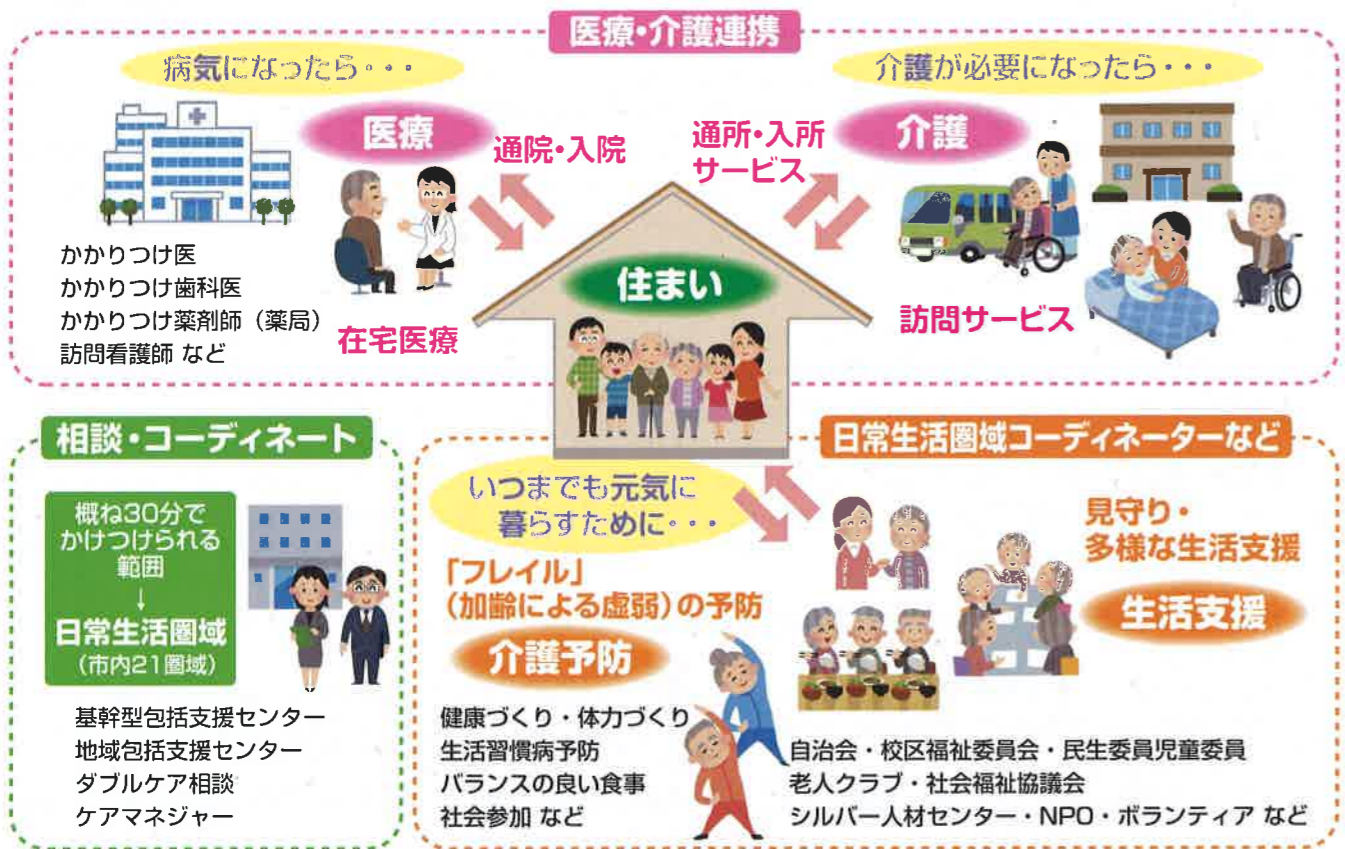
2025年頃に、堺市では75歳以上の後期高齢者が急激に増加します。それに伴い医療や介護のニーズが急増すると見込まれています。

一方、「介護が必要となっても、できることなら、住み慣れた自宅で暮らし続けたい。」と願う高齢者が多いという本市の調査結果があり、そのためにも地域包括ケアシステムは、非常に重要です。

そこで、堺に関わる皆様に「地域包括ケアシステムって何かな？」や「地域包括ケアシステムの中で、自分たちにはどんなことができるかな？」などの意識を高めるため、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を制定しました。

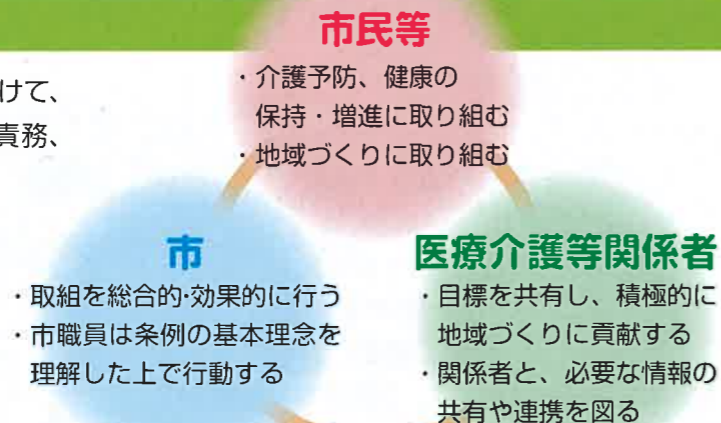


## 地域包括ケアシステムに必要なもの



## 条例には何が書いてあるの？

堺市がめざす地域包括ケアシステムの構築に向けて、市、医療介護等関係者、市民等それぞれの役割や責務、市が進める取組等を書いています。



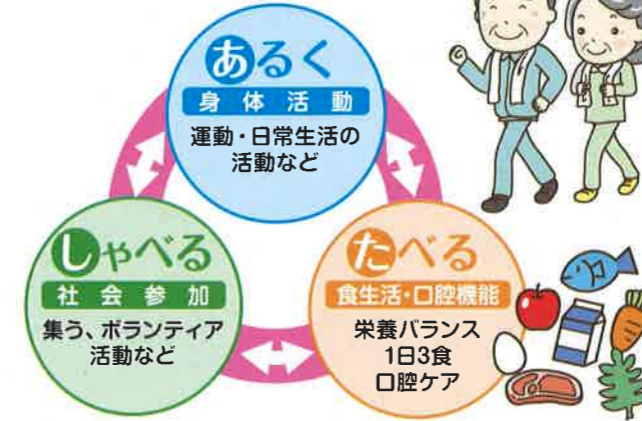
## 市民は何をするの？

健康づくり、体力づくり、介護予防に取り組みましょう。積極的に体を動かし、人と交流しながら自分を役立てることは、健康寿命を延ばすことにもつながります。

地域活動にも参加してみましょう。ボランティア活動など社会参加も介護予防につながります。

地域づくりはこれからの人生にとって大切な活動となることでしょう。

## 元気な時から介護予防！大切なあ・し・た



## 市民ができる地域づくりってどんなこと？

### 声かけと気配りが大切



### 地域活動の参加が絆をつくる



今後急激な高齢化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることが難しくなります。地域包括ケアシステムの実現に向けて、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」という4つの支えの組み合わせが必要です。



みんなができることをできる範囲で取り組み、「安心ですやかにいきいきと暮らせるまち堺」をめざしましょう。

# 堺市超高齢社会に対応するための地域

(前文)

可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳をもって人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、社会保障制度はもとより、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が必要である。

地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等の協働によるまちづくりであり、地域の特性に応じてつくり上げていくものである。

私たち一人ひとりが支え合いながら、「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現し、これを世代を超えて受け継ぎ、いつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、ここに地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進について、共に力を合わせて取り組むため、この条例を制定する。

## 前文には何が書いてあるの？

地域包括ケアシステムは、地域の特性に応じて私たちみんなでつくり上げていくまちづくりであり、次世代にも受け継ぎ、いつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、取組を推進していこうと宣言しています。



(目的)

第1条 この条例は、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進（以下「地域包括ケアシステムの推進」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢になり何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令等において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域包括ケアシステム 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 医療介護等関係者 医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の各分野に関わる事業者、従事者等をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内（以下この号において「市内」という。）に住所を有する者及び市内に存する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者をいう。
- (4) 介護予防 要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。
- (5) 自助 自分らしい生活を続けていくため、自らのできる範囲で、健康づくり、介護予防等に自ら取り組むことをいう。
- (6) 互助 自助だけでは自分らしい生活を続けていくことが困難な場合において、家族又は地域の支え合い等によりお互いが助け合うことをいう。
- (7) 共助 介護保険その他の社会保険の制度を始め、その仕組みが組織化され、及び制度化された地域の助け合い活動等により、共に助け合うことをいう。
- (8) 公助 自助、互助及び共助では支えきれない部分を、税による社会保障等により行政において補完することをいう。
- (9) 自立支援 自らの意思に基づき、自分らしく、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援することをいう。
- (10) 地域づくり 市民等が共に支え合い、助け合い、及び気遣い合って誰もが安心して快適に暮らしていける地域をつくるための活動をいう。

## 「市民等」とは、住んでいる人だけ？

この条例で定める「市民等」の範囲は、様々なひとが、お互いに助け合い協力し合ってまちづくりに関わっていることから、堺市に住所を有している方だけでなく、市内に通勤、通学する方も広く対象と考えて、「市民等」と定めています。



(基本理念)

第3条 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、法の趣旨に基づき、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきものであること。
- (2) 地域包括ケアシステムは、市民等で支え合う持続可能な本市の介護保険制度の構築に資するもので、地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきものであること。
- (3) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築及び深化・推進をしていくべきものであること。
- (4) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、適切な役割分担の下に行うべきものであること。
- (5) 市民等は、支える側と支えられる側とが固定されたものではなく、個々の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきものであること。

## 基本理念って、何？

地域包括ケアシステムの理想として掲げる「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現するために、基本となる考え方を定めています。



(市の責務)

第4条 市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「ケアシステム推進施策」という。）に係る総合的な計画を策定し、効果的に実施するものとする。

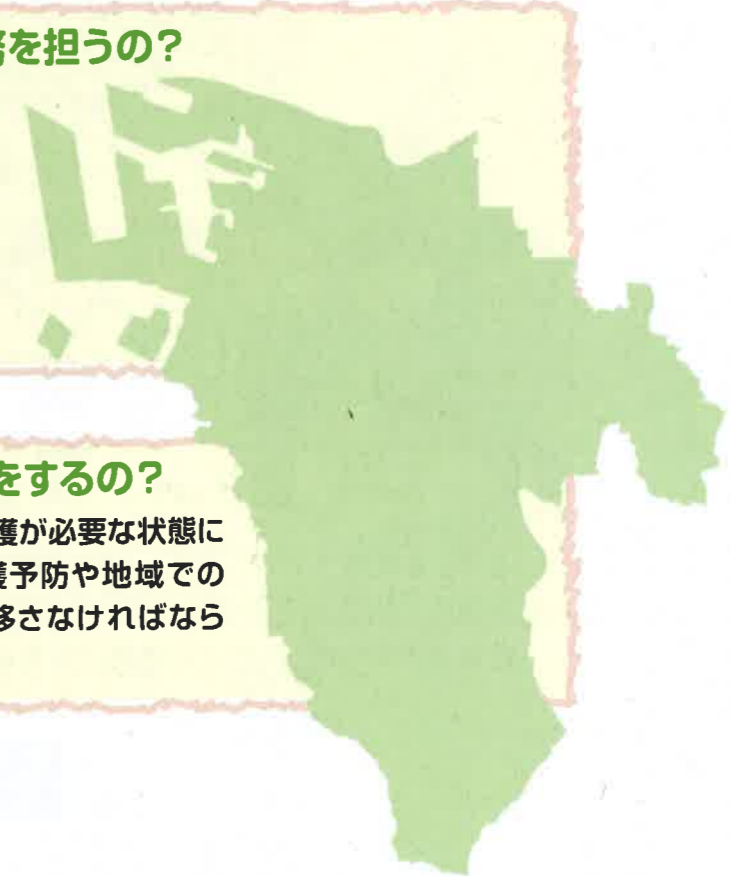
- 2 市は、ケアシステム推進施策を実施するに当たり、医療介護等関係者及び市民等と相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。
- 3 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行うものとする。
- 4 本市の行政に携わる者は、この条例の基本理念を理解し、尊重した上で行動しなければならない。

## 市はどんな責務を担うの？

地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る計画を策定し、効果的に実施することや、医療介護等関係者及び市民等と連携・協働すること、地域づくりを促進するための必要な支援、学びの場の提供及び啓発活動、情報の収集・発信等を定めています。

## 市の職員は何をするの？

地域包括ケアシステムの重要性を理解し、介護が必要な状態になっても地域で暮らすことができるよう、介護予防や地域での支え合いが大切であることを認識し、行動に移さなければならないと定めています。



# 包括ケアシステムの推進に関する条例

## (医療介護等関係者の役割)

- 第5条 医療介護等関係者は、その属する医療機関、事業所等において地域包括ケアシステムの推進に向けた同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献するよう努めなければならない。
- 2 医療介護等関係者は、介護予防及び自立支援について効果的に実施するため、それぞれの役割を十分認識した上で、必要な情報の共有を図るとともに、医療、介護その他高齢者の自立した日常生活の支援に関わる分野における連携を図るよう努めなければならない。
- 3 医療介護等関係者は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めなければならない。



## 医療介護等関係者は何をやるの？

目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献することや、市民等の皆さんに介護予防や自立支援を効果的に実施できるよう、それぞれの役割を認識し、お互いの立場を尊重して、関係者と必要な情報を共有するとともに、連携していくことをお願いしています。

## (市民等の役割)

- 第6条 市民等は、いつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防及び健康の保持増進に努めるものとする。
- 2 市民等は、住み慣れた地域においてのみならず、社会の各分野においても、地域包括ケアシステムの推進に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、一人ひとりが自らのこととして、主体的に地域づくりに取り組むよう努めるものとする。
- 4 市民等は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

## (学びの場の提供及び啓発活動)

- 第7条 市は、市民等のあらゆる世代に対し、地域包括ケアシステムを理解するため、次に掲げる事項に関する学びの場の提供に努めるものとする。
- (1) 高齢者の尊厳の確保の重要性に関する事項  
 (2) 互いに支え合うことの重要性に関する事項  
 (3) 自助、互助、共助及び公助に係る考え方に関する事項  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムに関する事項
- 2 市は、次に掲げる事項について医療介護等関係者及び市民等に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するものとする。
- (1) 地域包括ケアシステムの趣旨、目的、必要性等に関する事項  
 (2) 介護予防及び自立支援に係る考え方に関する事項  
 (3) 介護予防の重要性及び方法に関する事項  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムを推進するために必要な事項

## なぜ、学ぶことが必要なの？

例えば ・地域包括ケアシステムに関する講演会や研修会  
 ・認知症を理解してもらおう「サポーター養成講座」  
 ・地域交流など多世代の交流  
 などの機会で、知って理解することが、地域包括ケアシステムを進める第一歩となります。

また、次世代を担う子どもたちも地域包括ケアシステムについて学ぶことで、子どもたちが高齢者を敬う気持ちや地域づくりへの関心を高め、将来にわたって引き継がれていくと考えています。



## (情報の収集、発信等)

- 第8条 市は、地域づくりにおける具体的な事例その他の地域包括ケアシステムに関する様々な情報を収集し、医療介護等関係者及び市民等に発信するとともに、これらの者の交流の場の創出等に関する支援に努めるものとする。

## (施策の見直し)

- 第9条 市は、ケアシステム推進施策の実施状況並びに医療介護等関係者及び市民等との適切な役割分担を踏まえた上で、ケアシステム推進施策の在り方について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (財政上の措置)

- 第10条 市は、ケアシステム推進施策を計画的かつ効果的に実施するために必要となる財政上の措置については、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、適切に講ずるよう努めるものとする。

## (堺市地域包括ケアシステム審議会)

- 第11条 地域包括ケアシステムに関する事項について調査審議するため、堺市地域包括ケアシステム審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- (1) ケアシステム推進施策の進捗管理に関する事項  
 (2) ケアシステム推進施策の検証及び評価に関する事項  
 (3) 前2号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関する重要事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるることができる。

## (組織)

- 第12条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

## (委員の任期)

- 第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

- 第14条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

- 第15条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (関係者の出席)

- 第16条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (分科会)

- 第17条 審議会は、必要に応じ分科会を設置することができる。
- 2 前3条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ分科会会長が指名する委員」と読み替えるものとする。

## (委任)

- 第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 審議会は何をやるの？

学識経験者、堺市議会議員、医療介護等関係者、市の関係団体の構成員で組織され、市が進める地域包括ケアシステムに関する取組等について、進捗管理や評価検証等を行います。



## 地域包括支援センター・基幹型包括支援センター

『地域包括支援センター』では、高齢者の皆様がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療など、さまざまな面から支援を行っています。介護が必要な方も、お元気な方もご利用いただけます。

『基幹型包括支援センター』では、「高齢者総合相談窓口」を設けるとともに、区内の地域包括支援センターの支援を行い虐待等の困難事例などに地域包括支援センターと連携して対応します。

電話や面接で  
相談できます!



**窓口開設時間：原則、月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)**

※地域包括支援センターでは、あらかじめご連絡をいただければ、休日でも対面による相談対応を行っています。また、時間外でも電話での相談をお受けします。

### ダブルケア 相談窓口

基幹型包括支援センターでは、介護と子育ての両方を担ってダブルケアを行う方に向けて、相談窓口を開設しています。

介護や子育てなどの知識がある専門職員（保健師、看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）が相談に応じ、関係機関との連携や利用できる社会資源、制度のご案内を行います。

## 地域包括支援センター・基幹型包括支援センター 一覧

区	名称	所在地	担当区域 (小学校区)	電話	FAX
堺	堺第1地域包括支援センター	堺区海山町3-150-2 (ハートピア堺隣)	三宝・錦西・市・英彰	222-8082	222-8083
	堺第2地域包括支援センター	堺区今池町4-4-12 (みあ・かーさ内)	錦・錦綾・浅香山・三国丘	229-9240	229-9234
	堺第3地域包括支援センター	堺区京町通1-21 (グレース堺敷地内)	熊野・少林寺・安井・榎	223-1500	223-1522
	堺第4地域包括支援センター	堺区協和町3-128-11 (愛らいふ内)	神石・新湊・大仙・大仙西	275-8586	275-8587
	堺基幹型包括支援センター	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館3階)		228-7052	228-7058
中	中第1地域包括支援センター	中区深井中町1888-14 (テイサービスセンターつどい内)	八田荘・八田荘西・深井・深井西	276-0800	276-0802
	中第2地域包括支援センター	中区土塔町2028 (ふれ愛の家内)	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	234-6500	234-6501
	中第3地域包括支援センター	中区東山841-1 (ヘルファミリア内)	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器	234-2006	234-2013
	中基幹型包括支援センター	中区深井沢町2470-7 (中区役所1階)		270-8268	270-8288
東	東第1地域包括支援センター	東区石原町3-150 (つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	240-0018	240-0048
	東第2地域包括支援センター	東区南野田33 (ハーモニー内)	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	237-0111	237-3900
	東基幹型包括支援センター	東区日置荘原寺町195-1 (東区役所2階)		287-8730	287-8740
西	西第1地域包括支援センター	西区浜寺石津町西5-11-21 (結いの里内)	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	268-5056	268-5066
	西第2地域包括支援センター	西区草部531 (ウェルフォンテひのき内)	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	271-0048	284-8875
	西第3地域包括支援センター	西区津久野町1-5-8-103 (アーバンフォーレスト)	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	260-5022	260-5033
	西基幹型包括支援センター	西区鳳東町6-600 (西区役所4階)		275-0009	275-0140
南	南第1地域包括支援センター	南区赤坂台2-5-7 (赤坂台近隣センター内)	美木多 (鶴谷台含む)・赤坂台・新檜尾台・城山台	295-1555	295-1556
	南第2地域包括支援センター	南区原山台1-6-1-103 (府公社泉北原山台C団地6-1棟)	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台	290-7030	290-7665
	南第3地域包括支援センター	南区茶山台3-22-9 (茶山台近隣センター内)	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	289-8085	289-8086
	南第4地域包括支援センター	南区逆瀬川1038-2 (榎塚荘内)	三原台・はるみ・榎塚台・泉北高倉	291-6681	291-6682
	南基幹型包括支援センター	南区桃山台1-1-1 (南区役所2階)		290-1866	290-1886
北	北第1地域包括支援センター	北区北花田町3-28-1 (今井ビル)	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	240-0120	240-0121
	北第2地域包括支援センター	北区長曾根町1199-6 (陵東館秀光苑内)	東三国丘・光電寺・新金岡・新金岡東	252-0110	257-2941
	北第3地域包括支援センター	北区野遠町344-1 (あけぼの苑内)	大泉・金岡・金岡南・北八下	257-1515	257-1525
	北第4地域包括支援センター	北区百舌鳥陵南町2-662 (ハビネス陵南内)	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	276-3838	276-3800
	北基幹型包括支援センター	北区新金岡町5-1-4 (北区役所1階)		258-6886	258-8010
美原	美原第1地域包括支援センター	美原区平尾595-1 (美原荘内)	美原区全域	369-3070	369-3038
	美原基幹型包括支援センター	美原区黒山167-1 (美原区役所1階)		361-1950	361-1960

堺市ホームページに地域包括支援センターについて  
詳しく掲載しています。



【発行】堺市 健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話 072-228-0375 FAX 072-228-8918

発行 平成31年2月

A ランクの資材のみ使用 印刷用の紙にリサイクルできます